



鳥取県公報

平成18年7月18日(火)
第7805号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (507) (指導管理室) 1
	収入証紙の小売りさばき人の指定 (508) (") 1
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (509) (景観まちづくり課) 2
	保安林の指定予定 (2件) (510・511) (森林保全課) 2
選管告示	選挙管理委員会の招集 (28) 3
教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (10) (文化課) 3
内水面漁管委告示	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (4) 4
公 告	自衛官の募集 (防災危機管理課) 5

告 示

鳥取県告示第507号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成18年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成18年7月1日	鳥取市東町一丁目220	地方職員共済組合鳥取県支部

鳥取県告示第508号

鳥取県収入証紙条例 (昭和39年鳥取県条例第9号) 第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成18年7月12日	639	鳥取市緑ヶ丘二丁目667 - 14	株式会社戸信	鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第509号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、八頭町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

八頭中央都市計画公園 2・2・1号中央公園

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第510号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市国府町雨滝字河合谷956の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第511号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

倉吉市下米積字上山崎ノ峰133の4、字中峰142の2、143の3、144の1、146の1、147、149、151、字平ル畑158の1、160、161の1、字宮ノ峰178の3、178の5

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第28号

平成18年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年7月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年7月21日(金) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
- (1) 岩美町議会議員一般選挙における管理執行業務の視察について
- (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県文化財保護条例(昭和34年鳥取県条例第50号)第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年7月18日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

建造物の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
こもり 籠守神社本殿 つげたりかえるまた 附 碁股1枚	1棟	宗教法人籠守神社 代表役員 前田定彦	東伯郡湯梨浜町大字埴見116	東伯郡湯梨浜町大字埴見115

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

平成18年鳥取県告示第2号（コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲について）の一部を次のように改正する。

平成18年7月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、<u>八頭町西御門の久能寺堰</u>（以下「久能寺堰」という。）より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(3) <u>久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続するすべての用水路</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p>	<p>(2) 佐貫橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、<u>八頭町坂田の大江川の大口堰</u>（以下「大口堰」という。）から取水する用水路と八東川の合流点より上流の八東川本流及び大口堰から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。）及びそれに接続するすべての用水路</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p>

(19) 略
 (20) 略
 (21) 略
 (22) 略
 (23) 略
 (24) 略

(18) 略
 (19) 略
 (20) 略
 (21) 略
 (22) 略
 (23) 略

公 告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成18年度自衛官募集を次のとおり実施する。

平成18年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 採用する自衛官及び採用予定数

区 分	10月入隊隊員 (男性)	3・4月入隊隊員 (男性) 第1回	3・4月入隊隊員 (男性) 第2回	3・4月入隊隊員 (女性)
二等陸士	-	約22名	若干名	1名
二等海士	1名	約6名	若干名	1名
二等空士	1名	約9名	若干名	1名

2 募集期間

(1) 10月入隊隊員（男性）

平成18年7月18日（火）から同年9月5日（火）まで

(2) 3・4月入隊隊員（男性）

第1回：平成18年8月1日（火）から同年9月8日（金）まで

第2回：平成18年9月11日（月）から同年10月30日（月）まで

(3) 3・4月入隊隊員（女性）

平成18年8月1日（火）から同年9月8日（金）まで

3 試験期日

(1) 10月入隊隊員（男性）

平成18年9月6日（水）

(2) 3・4月入隊隊員（男性）

第1回：平成18年9月19日（火）及び同月20日（水）

第2回：平成18年10月31日（火）

(3) 3・4月入隊隊員（女性）

平成18年9月25日（月）

4 試験種目

(1) 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験及び適性検査（筆記式）

(2) 身体検査

5 試験場

(1) 10月入隊隊員 (男性)

ア 筆記試験、口述試験及び適性検査

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

イ 身体検査

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

(2) 3・4月入隊隊員 (男性) 第1回

ア 筆記試験、口述試験及び適正検査 (平成18年9月19日 (火))

(ア) 東部会場：鳥取市富安二丁目89 - 4 鳥取第1地方合同庁舎 (2F・6F会議室)

(イ) 西部会場：米子市両三柳3192 - 14 鳥取県立武道館 (会議室、研修室1～3)

イ 身体検査 (平成18年9月20日 (水))

(ア) 東部会場：岡山県勝田郡奈義町滝本 陸上自衛隊日本原駐屯地

(イ) 西部会場：米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

(3) 3・4月入隊隊員 (男性) 第2回

ア 筆記試験、口述試験及び適性検査

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

イ 身体検査

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

(4) 3・4月入隊隊員 (女性)

ア 筆記試験、口述試験及び適性検査

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

イ 身体検査

米子市両三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

6 合格発表予定

(1) 10月入隊隊員 (男性)

平成18年9月中旬

(2) 3・4月入隊隊員 (男性)

平成18年11月中旬

(3) 3・4月入隊隊員 (女性)

平成18年11月17日 (金)

7 採用予定

(1) 10月入隊隊員

平成18年10月下旬

(2) 3・4月入隊隊員 (男性・女性)

平成19年3月下旬又は4月上旬

8 応募資格

10月入隊を希望する者には平成18年10月1日現在、3・4月入隊を希望する者には平成19年4月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

9 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場 (自衛官募集窓口)

(2) 自衛隊鳥取地方連絡部 (0857 - 23 - 2251)

(3) 自衛隊鳥取募集案内所 (0857 - 26 - 4019)

(4) 自衛隊倉吉募集事務所 (0858 - 26 - 2900)

(5) 自衛隊米子募集事務所 (0859 - 33 - 2440)

